

承認第3号

専決処分を報告し、承認を求めることについて
(損害賠償の額を定め、和解することについて)

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年3月3日提出

中間市長 福田 浩

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、市が所有する工作物が破損したことにより発生した事案に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、下記のとおり専決処分する。

令和8年2月17日

中間市長 福田 浩

記

1 相手方

中間市在住 男性

2 事案の概要

(1) 事案発生日時

令和7年12月25日(木)夜から翌26日(金)朝までの間

(2) 事案の発生場所

中間市朝霧三丁目9番1号

(3) 事案の状況

市が所有する路線バス中間高校下停留所(北側)の屋根が強風で破損し、飛散した屋根の一部が相手方住宅に駐車していた相手方車両に当たり、損傷を与えた。

3 損害賠償の額

134,285円

4 和解の趣旨

(1) 市は、本件事案により生じた物件損害につき、上記3の金額を相手方が指定する金融機関の口座に支払う。

(2) (1)の支払があったときは、相手方は、市に対する損害賠償請求権を放棄するとともに、相手方及び市は、本件事案に関し、今後、裁判上、裁判外を問わず何ら異議の申立て及び請求を行わない。